

秋田市工事関連業務委託総合評価落札方式試行要綱

〔令和8年3月23日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市工事関連業務委託総合評価落札方式（秋田市が発注する工事関連業務委託に係る総合評価落札方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、総合評価落札方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2（第167条の12第4項および第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一般競争入札および指名競争入札による工事関連業務委託（以下「業務委託」という。）についての請負の契約を締結しようとする場合において、価格および価格以外の技術的な要素等（以下「技術力等」という。）を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「評価対象入札者」という。）のうち最も評価の高い者を落札者として決定する方式をいう。

(適用対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象業務は、秋田市が発注する要件付一般競争入札又は公募型指名競争入札に付す業務委託で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の業務成績や業務実績、社会貢献等と入札価格を一体として評価することが望ましい業務
- (2) その他発注者が必要と認める業務

2 この要綱の適用対象となる業務委託（以下「適用対象業務」という。）は、秋田市工事請負業者選定要領（昭和49年5月1日設定）第4条の規定に基づき開催する秋田市工事請負業者選定審議委員会（以下「選定委員会」という。）の審議を経て、市長が選定するものとする。

(落札者決定基準)

第4条 地方自治法施行令第167条の10の2第3項の落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）には、総合評価落札方式の評価方式および評価項目、評価方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準は、市長が選定委員会に諮って決定する。この場合において、市長は、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（市長が委嘱する学識経験を有する者をいう。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（評価方式）

第5条 総合評価落札方式の評価方式は、次のとおりとする。

企業実績評価型

市長が求める内容の履行の確実性を確保するため入札参加者および配置予定技術者の同業種の業務委託の履行実績、業務委託成績等を技術力等の評価項目とし、入札価格と総合的に評価する。

（評価方法）

第6条 総合評価落札方式の評価は、価格および技術力を点数化することによって行う。この場合における各評価点の算定は、次の要領で行うものとする。

(1) 価格の評価点（以下「価格評価点」という。）

入札価格および予定価格に基づき算定する。

(2) 技術力等の評価点（以下「技術評価点」という。）

評価項目について点数を配点し、各評価項目ごとに設定した評価基準に基づく得点を加算して算定する。

2 価格および技術力等に係る評価は、前項で算定した価格評価点と技術評価点を合計した点数（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

（入札案件の公表又は指名の通知）

第7条 市長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、入札案件の公表又は指名の通知において、入札に係る事項のほか、次の事項を明示するものとする。

(1) 総合評価落札方式の適用対象業務等であること。

(2) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準

- (3) 提出を求める総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）の内容および提出日
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 総合評価の評価内容の履行確保および不履行時の措置
- (6) 総合評価落札方式に係る説明会開催の有無
- (7) 技術資料に係るヒアリングの有無
- (8) 次条第2項各号に掲げる事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
（技術資料の提出）

第8条 入札参加者は、入札に係る提出書類（秋田市電子入札システム運用基準（平成17年3月29日財政部長決裁）に基づき、電子入札において使用される入札参加申込書等をいう。）と併せて技術資料を提出するものとし、技術資料を提出しなかった者の入札は無効とする。

2 技術資料は、次により取り扱うものとする。

- (1) 技術資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。
- (3) 技術資料の返却は行わないものとする。
- (4) 技術資料のうち入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

（技術資料の審査）

第9条 技術資料の審査は、技術資料の記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合について行うものとし、原則として、当該評価対象入札者に対し説明を求めない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 評価対象入札者の技術資料の審査については、開札後に、入札価格に基づく価格点と評価対象入札者の自己評価に基づく技術評価点（以下「自己評価点」という。）を加算した総合評価点の最も高い者について行うものとする。ただし、技術評価点は当該評価対象入札者の自己評価点を限度とし、審査後の技術評価点が自己評価点を下回る場合は、当該審査後の技術評価点により審査を行うものとする。

3 前項の審査の結果、総合評価点が最も高い評価対象入札者（以下「第1位の入札者」という。）に変動が生じた場合は、変動後の第1位の入札者について前項の規定に基づく審査を行うものとし、最終的な第1位の入札者が確定するまで同様の審査作業を繰り返すものとする。

（落札者の決定方法）

第10条 前条第2項および第3項の規定による審査で第1位の入札者を落札者の候補（以下「落札候補者」という。）とする。

2 前項において、総合評価点が同点のため落札候補者が2以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

3 前項の落札候補者の決定後、選定委員会の審議を経て落札者を決定する。

4 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるとき。

5 前項各号のいずれかに該当するときは、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2以上である場合は第2項の方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、前項の確認等を行うものとする。

6 第2項から前項までの手続は、落札者が決定するまで順次繰り返すものとする。

（評価結果等の公表）

第11条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 落札者

(2) 落札者を決定した理由

(3) 評価対象入札者の評価結果（第8条第2項第4号の事項を除く。）

(苦情の申立て)

第12条 評価対象入札者で落札者とならなかったものは、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、市長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）に、選定委員会の審議を経て、具体的な理由を記載した書面により回答するものとする。

(上下水道局が発注する業務委託の取扱い)

第13条 この要綱の規定は、上下水道局が発注する業務委託について準用する。この場合において、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えて適用する。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。